

県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定の締結について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、新たな一部事務組合の設置後も相互に連携し、ごみ処理広域化の推進に係る焼却処理以外のごみの中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討を進めるため、当該相互連携に係る協定を締結する。

1 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定書（案）の概要

(1) 3Rの推進に関する基本方針

ア 新ごみ焼却処理施設の受入基準

新ごみ焼却処理施設で受け入れるごみは、現在の「盛岡地域」の施設の受入基準の範囲を超えないものとする。

イ 分別収集品目の設定

現在、関係市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、関係市町の協議により方針を定めるものとする。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック類の分別収集、資源化については、新ごみ焼却処理施設の稼働までに、関係市町の全域で実施するものとする。

ウ 新組合の廃棄物処理手数料

新たなごみ処理施設における事業系ごみに係る廃棄物処理手数料は、事業者のごみ排出抑制に資するよう、処理原価に相当する適正な水準とする。

エ 家庭系ごみの有料化に係る調査・研究

定期収集する家庭系ごみ処理の有料化については、ごみの排出抑制に資するよう、他の資源化に関する施策と併せて関係市町間で先行事例の調査・研究を進めるものとする。

(2) 焼却以外の中間処理に関する基本方針

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理については、関係市町による共同処理体制の構築について検討を進めるものとする。

ア 処理施設

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理施設については、施設整備に係る財政負担、収集運搬効率、住民の利便等を勘案し、関係市町間での共同処理体制について検討を進めるものとする。

イ 共同処理体制の構築に向けたプロセス

(ア) 既存施設活用の検討

(イ) 新施設整備の検討

(3) 最終処分に関する基本方針

新たな最終処分場は、関係市町による共同での設置について検討を進めるものとする。

ア 処分場の立地

新処分場の立地については、基本構想における「負担の平均化という考えから、ごみ焼却施設を設置している市町以外の場所で建設することが望ましい。」との方針を踏まえ、検討を進めるものとする。

イ 処分体制の検討プロセス

(ア) 既存施設の延命化の検討

(イ) 新処分場整備までの過渡期の体制検討

ウ 既存の最終処分場の取扱い

立地地域との関係性や維持管理に係る費用の状況等も踏まえながら、関係市町で協議を継続する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（協定の締結）